

平成 28 年 3 月 30 日

【照会先】

大臣官房統計情報部

人口動態・保健社会統計課行政報告統計室

室長 佐藤 恵治

衛生統計第二係

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)

(直通番号) 03 (3595) 2919

平成 26 年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目 次

I	地域保健・健康増進事業報告の概要	1 頁
II	結果の概要	2
	地域保健編	
1	母子保健	2
2	健康増進	4
3	歯科保健	5
4	精神保健福祉	5
5	衛生教育	6
6	エイズ	6
7	予防接種	7
8	職員の配置状況	8
	健康増進編	
1	健康手帳の交付	10
2	健康診査	10
3	歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	11
4	健康教育	12
5	健康相談	12
6	機能訓練	13
7	訪問指導	13
8	がん検診	14
9	肝炎ウイルス検診	16
III	統計表	17
IV	用語の解説	23

平成 26 年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

平成26年度に市区町村に妊娠の届出をした者は1,076,109人で、妊娠週(月)数別にみると、「満11週以内(第3月以内)」に届出をした者が989,201人(91.9%)と最も多くなっている(表1)。

表1 妊娠週(月)数別妊娠届出者数の年次推移

(単位:人)

		平成22年度 ¹⁾ (2010)	構成割合 (%)	23年度 ('11)	構成割合 (%)	24年度 ('12)	構成割合 (%)	25年度 ('13)	構成割合 (%)	26年度 ('14)	構成割合 (%)
総 数		1 119 490	100.0	1 105 863	100.0	1 080 193	100.0	1 073 964	100.0	1 076 109	100.0
妊 娠 週 (月) 数	満11週以内 (第3月以内)	998 743	89.2	994 837	90.0	981 309	90.8	981 934	91.4	989 201	91.9
	満12～19週 (第4～5月)	96 380	8.6	88 024	8.0	78 388	7.3	70 853	6.6	67 022	6.2
	満20～27週 (第6～7月)	10 540	0.9	10 203	0.9	9 405	0.9	8 794	0.8	8 263	0.8
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	5 294	0.5	5 166	0.5	4 913	0.5	4 420	0.4	4 413	0.4
	分娩後	2 428	0.2	2 398	0.2	2 180	0.2	2 189	0.2	2 477	0.2
	不 詳	6 105	0.5	5 235	0.5	3 998	0.4	5 774	0.5	4 733	0.4

注:1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

平成26年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,279,468人、「産婦」62,220人となっている(表2)。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

(単位:人)

		平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 276 956	1 270 947	1 226 271	1 231 211	1 279 468
	精密健康診査受診実人員	8 601	9 296	9 508	10 598	11 765
産 婦	一般健康診査受診実人員	65 442	65 129	65 551	66 986	62 220
	精密健康診査受診実人員	1	4	14	3	12

注:1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月児」が 993,362 人と最も多く、受診率は 95.3 %となっている（表 3）。

市区町村が実施した平成 26 年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月児」1,004,202 人、「3歳児」1,009,176 人となっている。受診率は、「1歳6か月児」95.5%、「3歳児」94.1%となっている。（表 4）

表 3 乳児の健康診査の実施状況

平成 26(2014)年度

(単位:人)

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳 児	一般健康診査受診実人員	256 297	993 362	365 326	731 305
	受診率 (%) ¹⁾	84.6	95.3	82.7	83.9

注：1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表 4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 023 680	1 042 991	1 023 370	1 001 397	1 004 202
		受診率 (%) ³⁾	94.0	94.4	94.8	94.9	95.5
		精密健康診査受診実人員	13 665	13 772	13 811	13 537	14 395
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 008 623	1 029 580	1 012 567	1 009 368	1 009 176
		受診率 (%) ³⁾	91.3	91.9	92.8	92.9	94.1
		精密健康診査受診実人員	50 563	52 732	54 213	54 069	53 988
	4～6歳児 ²⁾	一般健康診査受診実人員	36 657	41 034	42 050	43 510	46 423
		受診率 (%) ³⁾	71.8	75.3	77.6	77.9	79.7
		精密健康診査受診実人員	1 957	1 920	2 191	2 414	2 748
	その他 ²⁾	一般健康診査受診実人員	82 698	84 696	79 612	79 401	61 475
精密健康診査受診実人員		1 047	861	876	850	1 009	

注：1) 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

2) 「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

3) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成 26 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」719,011 人、「産婦」253,519 人、「乳児」738,011 人、「幼児」871,288 人となっている（表 5）。

表 5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
妊 婦	631 006	668 213	696 729	703 418	719 011
産 婦	240 294	234 167	249 473	248 788	253 519
乳 児	767 601	755 641	760 875	757 205	738 011
幼 児	863 404	869 961	895 128	884 771	871 288

注：1) 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

平成 26 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」706,359 人が最も多く、次いで「乳児」562,942 人となっている（表 6）。

表 6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
妊 婦	18 918	21 375	24 171	24 812	25 139
産 婦	651 181	668 410	678 174	715 720	706 359
新 生 児 ²⁾	261 906	254 182	239 567	253 690	243 954
未 熟 児	58 901	59 056	59 953	56 679	54 277
乳 児 ³⁾	499 184	534 678	539 693	565 624	562 942
幼 児	169 590	171 670	165 967	166 729	166 541

注：1)平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。
2)「新生児」は未熟児を除く。
3)「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

平成 26 年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は 7,712,516 人で、そのうち「栄養指導」が 5,109,901 人と最も多く、次いで「運動指導」が 1,607,467 人となっている（表 7）。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が 3,076,359 人と最も多く、「運動指導」では「20 歳以上」が 1,535,667 人と最も多くなっている（表 8）。

表 7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
総 数	7 395 214	7 597 014	7 676 206	7 540 424	7 712 516
栄養指導	5 100 137	5 103 394	5 116 622	5 064 254	5 109 901
運動指導	1 396 052	1 537 367	1 564 374	1 500 751	1 607 467
休養指導	113 901	108 507	96 969	103 234	111 969
禁煙指導	303 145	337 924	352 743	348 558	350 955
その他	481 979	509 822	545 498	523 627	532 224

注：1)平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

表 8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

平成 26(2014)年度

	被指導延人員				
	総 数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総 数	7 712 516	568 135	3 161 566	416 253	3 566 562
栄養指導	5 109 901	293 506	3 076 359	255 354	1 484 682
運動指導	1 607 467	39 714	・	32 086	1 535 667
休養指導	111 969	53 398	・	6 736	51 835
禁煙指導	350 955	122 523	・	97 097	131 335
その他	532 224	58 994	85 207	24 980	363 043

注：1)「20 歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。
2)「20 歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

平成 26 年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,856,845 人、「予防処置」2,485,340 人、「治療」16,779 人となっている（表 9）。

表 9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
歯科健診・保健指導	4 508 560	4 738 243	4 761 641	4 709 156	4 856 845
予 防 処 置	2 280 515	1 832 870	2 019 142	2 324 918	2 485 340
治 療	14 840	14 709	14 497	16 623	16 779

注：訪問によるものを除く。

1)平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

4 精神保健福祉

平成 26 年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」924,406 人、「デイ・ケア」115,278 人、「訪問指導」357,757 人、「電話相談」1,437,652 人、「メール相談」14,772 人となっている（表 10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が 254,714 人と最も多くなっている（表 11）。

表 10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
相 談 ²⁾	797 761	796 546	858 101	863 198	924 406
デ イ ・ ケ ア	157 995	147 502	142 028	125 873	115 278
訪 問 指 導	320 359	342 293	362 171	361 616	357 757
電 話 相 談	1 168 238	1 234 050	1 333 984	1 377 264	1 437 652
メ ー ル 相 談	11 298	11 617	15 024	17 654	14 772

注：1)平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

2)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表 11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

	延人員					
	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	
相 談 ²⁾	797 761	796 546	858 101	863 198	924 406	
内 容	老人精神保健	36 548	35 014	38 139	41 162	41 169
	社会復帰	255 560	252 714	274 336	257 898	254 714
	アルコール	33 617	30 936	32 913	32 008	33 841
	薬物	5 608	5 637	5 942	6 534	7 357
	ギャンブル	1 420	2 095
	思春期	16 954	16 047	17 703	17 804	21 552
	心の健康づくり	90 556	110 534	123 368	134 185	159 440
	摂食障害	3 860
	その他	358 918	345 664	365 700	372 187	400 378
③ (再掲)	ひきこもり	28 873	26 886	27 649	29 378	33 472
	自殺関連	11 638	11 043	13 765	15 129	17 842
	遺族	998	1 006	1 147	1 284	1 420
	犯罪被害	702	589	1 216	674	762
	災害	1 086	1 844

注：1)平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

2)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

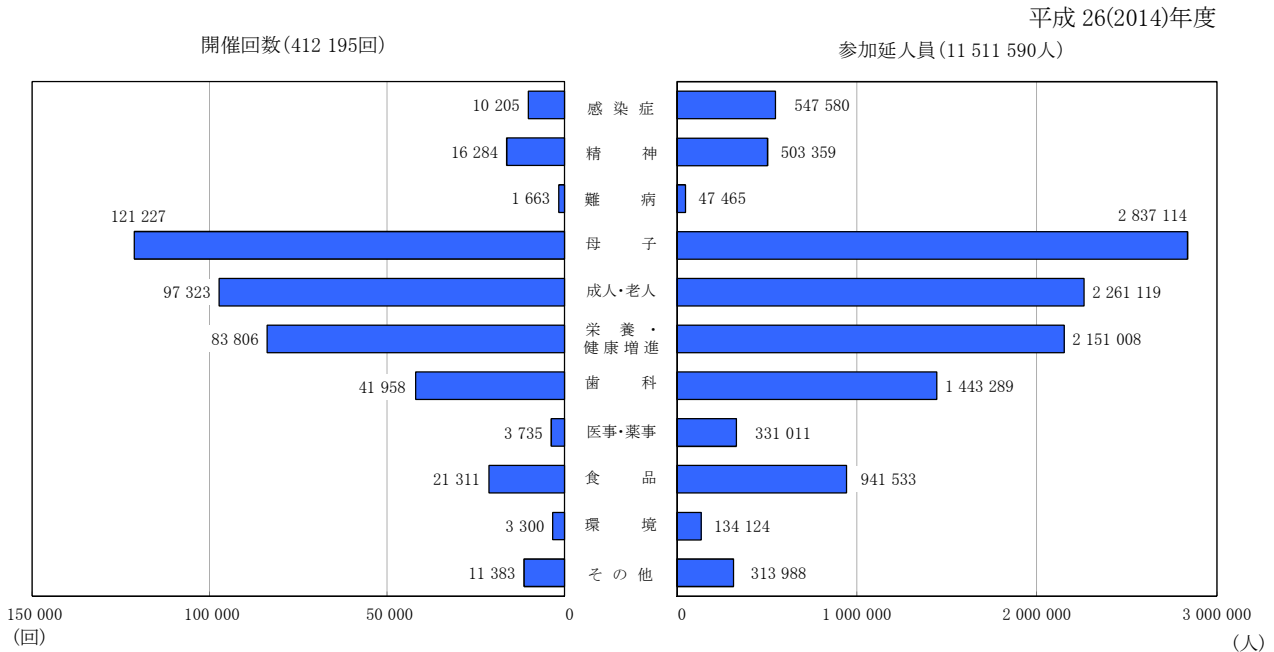
3)「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 衛生教育

保健所及び市区町村が実施した衛生教育の開催回数は 412,195 回、参加延人員は 11,511,590 人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くなっている。(図1)

図1 衛生教育の実施状況



6 エイズ

平成 26 年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」44,003 件、「来所相談」73,377 件となっている。

保健所が実施したH I V抗体スクリーニング検査のための採血件数は 111,774 件、スクリーニング検査後の確認検査においてH I V抗体反応が陽性であったものは 298 件となっている。(表 12)

表 12 エイズに関する相談・検査及び衛生教育の年次推移

(単位:件)

		平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
相談件数	電話相談	55,974	50,786	47,645	47,429	44,003
	来所相談	88,433	85,925	77,133	77,896	73,377
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	105,783	107,069	101,421	112,755	111,774
	確認検査 ²⁾	590	680	633	895	553
	陽性件数	302	279	269	291	298
	陽性であった割合(%) ³⁾	0.29	0.26	0.27	0.26	0.27
衛生教育開催回数(回)		1,939	2,106	1,910	2,078	1,923

注: 1) 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

2) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でH I V抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

3) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

7 予防接種

平成 26 年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が 16,730,347 人となっている（表 13）。

（単位：人）

表 13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

			平成22年度 ¹⁾	23年度	24年度	25年度	26年度	
			(2010)	('11)	('12)	('13)	('14)	
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン使用 (DPT)	第1期	初回接種	第1回	1 101 885	1 102 528	724 697	37 632	4 274
			第2回	1 088 952	1 091 512	818 257	61 426	7 466
			第3回	1 076 913	1 084 417	909 253	98 296	13 440
		追加接種	1 114 639	1 081 751	1 160 287	949 855	223 219	
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド使用 (DT)	第1期	初回接種	第1回	365	477	273	47	25
			第2回	379	397	299	64	40
		追加接種	1 237	391	402	81	180	
		第2期	928 201	940 878	889 382	801 335	835 189	
急性灰白髄炎 ²⁾ (単抗原IPV)	第1回	1 035 074	856 285	329 042	120 736	23 830		
	第2回	1 040 575	883 344	436 172	253 806	58 598		
	第3回	346 019	77 086		
	追加接種	719 147	474 501		
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン ³⁾ (DPT-IPV)	初回接種	第1回	1 039 952	1 016 862	
		第2回	1 028 810	1 016 018	
		第3回	1 001 889	1 016 195	
		追加接種	122 582	887 490	
日本脳炎	第1期	初回接種	第1回	1 839 869	1 819 494	1 513 962	1 218 153	1 176 000
			第2回	1 735 636	1 812 909	1 465 116	1 197 305	1 136 779
		追加接種	516 065	1 578 960	1 630 477	1 368 587	1 204 320	
		第2期	276 611	569 190	511 727	508 364	593 463	
ヒブワクチン	第1回	.	.	.	1 185 464	1 044 911		
	第2回	.	.	.	1 068 326	1 007 976		
	第3回	.	.	.	1 096 108	1 048 523		
	第4回	.	.	.	1 117 300	1 005 727		
小児用肺炎球菌ワクチン	第1回	.	.	.	1 204 325	1 052 880		
	第2回	.	.	.	1 090 029	1 018 263		
	第3回	.	.	.	1 077 653	1 045 979		
	第4回	.	.	.	944 341	973 348		
子宮頸がん予防ワクチン	第1回	.	.	.	98 656	3 895		
	第2回	.	.	.	66 568	4 172		
	第3回	.	.	.	87 233	6 238		
水痘ワクチン ⁴⁾	第1回	1 553 027		
	第2回	481 990		
麻しん・風しん ⁵⁾	第1期	1 023 033	1 022 124	1 039 664	998 388	1 007 529		
	第2期	1 008 886	997 289	1 023 299	1 022 334	1 017 508		
BCG ⁶⁾ ⁸⁾	総 数	990 964	986 844	969 941	877 419	996 844		
	5月未満	.	.	.	134 151	92 053		
	5月以上1歳未満	.	.	.	687 903	873 640		
インフルエンザ ⁸⁾	総 数	15 644 780	15 480 531	15 617 236	16 205 813	16 730 347		
	60歳以上65歳未満	48 085	45 848	46 714	48 281	34 243		
	65歳以上	15 596 695	15 394 138	15 463 361	15 754 405	16 696 104		
成人用肺炎球菌 ワクチン ⁷⁾ ⁸⁾	総 数	2 871 593		
	60歳以上65歳未満	11 260		
	65歳相当	903 804		
	70歳相当	624 406		
	75歳相当	492 306		
	80歳相当	357 483		
	85歳相当	216 844		
	90歳相当	105 300		
	95歳相当	31 949		
	100歳相当	6 157		
101歳以上	8 298			

- 注：1) 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。
- 2) 「急性灰白髄炎（単抗原IPV）」は、平成 24 年 9 月 1 日より定期接種に使用するワクチンが生ワクチン（OPV）から不活化ワクチン（IPV）に変わり、接種回数が増えられた。
- 3) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する。当ワクチンは、平成 24 年 11 月 1 日より定期接種での使用が開始された。
- 4) 水痘ワクチンは生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者を対象として平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに限り、特例措置として生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者も定期接種の対象となった。水痘ワクチンの特例措置の対象者の接種回数は 1 回である。
- 5) 「麻しん・風しん」は、「麻しん・風しん（混合）」、「麻しん（単抗原）のみ」、「風しん（単抗原）のみ」、「麻しん（単抗原）と風しん（単抗原）」を合わせたものである。
- 6) 「BCG」は、平成 24 年度までは生後 6 月に至るまでの間に行われ、特別の事情等によりやむを得ない場合は 1 歳に至るまでの間に行われていたが、平成 25 年度より定期接種の対象者が「原則 6 月未満」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大した。
- 7) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。60 歳以上 65 歳未満の対象者は、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者である。
- 8) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

8 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

平成26年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」25,043人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,107人、「薬剤師」3,021人、「獣医師」2,473人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」8,577人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,518人、「環境衛生監視員」4,760人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 689	54 614	54 168	13 813	19 294	21 061
医 師	992	981	925	409	436	80
歯科医師	157	154	149	48	60	41
獣医師	2 511	2 534	2 473	1 366	1 107	-
薬剤師	3 017	3 002	3 021	1 707	1 308	6
理学療法士	172	180	169	23	58	88
作業療法士	119	127	119	25	45	49
歯科衛生士	715	714	695	104	300	291
診療放射線技師	549	552	539	296	227	16
診療エックス線技師	38	22	18	7	9	2
臨床検査技師	798	770	761	504	252	5
衛生検査技師	88	76	66	13	52	1
管理栄養士	3 009	3 066	3 107	647	728	1 732
栄養士	729	619	782	32	83	667
保健師	24 668	25 087	25 043	3 607	6 586	14 850
助産師	135	124	126	13	42	71
看護師	1 103	847	789	45	177	567
准看護師	210	148	136	2	12	122
その他	15 679	15 611	15 250	4 965	7 812	2 473
＜ 再 掲 ＞ ²⁾						
精神保健福祉士	997	1 046	1 013	473	311	229
精神保健福祉相談員	1 261	1 371	1 253	739	497	17
栄養指導員	1 125	1 093	1 130	649	480	1
食品衛生監視員	5 385	5 381	5 518	2 879	2 638	1
環境衛生監視員	4 726	4 591	4 760	2 799	1 961	-
医療監視員	8 020	8 305	8 577	6 206	2 371	-

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

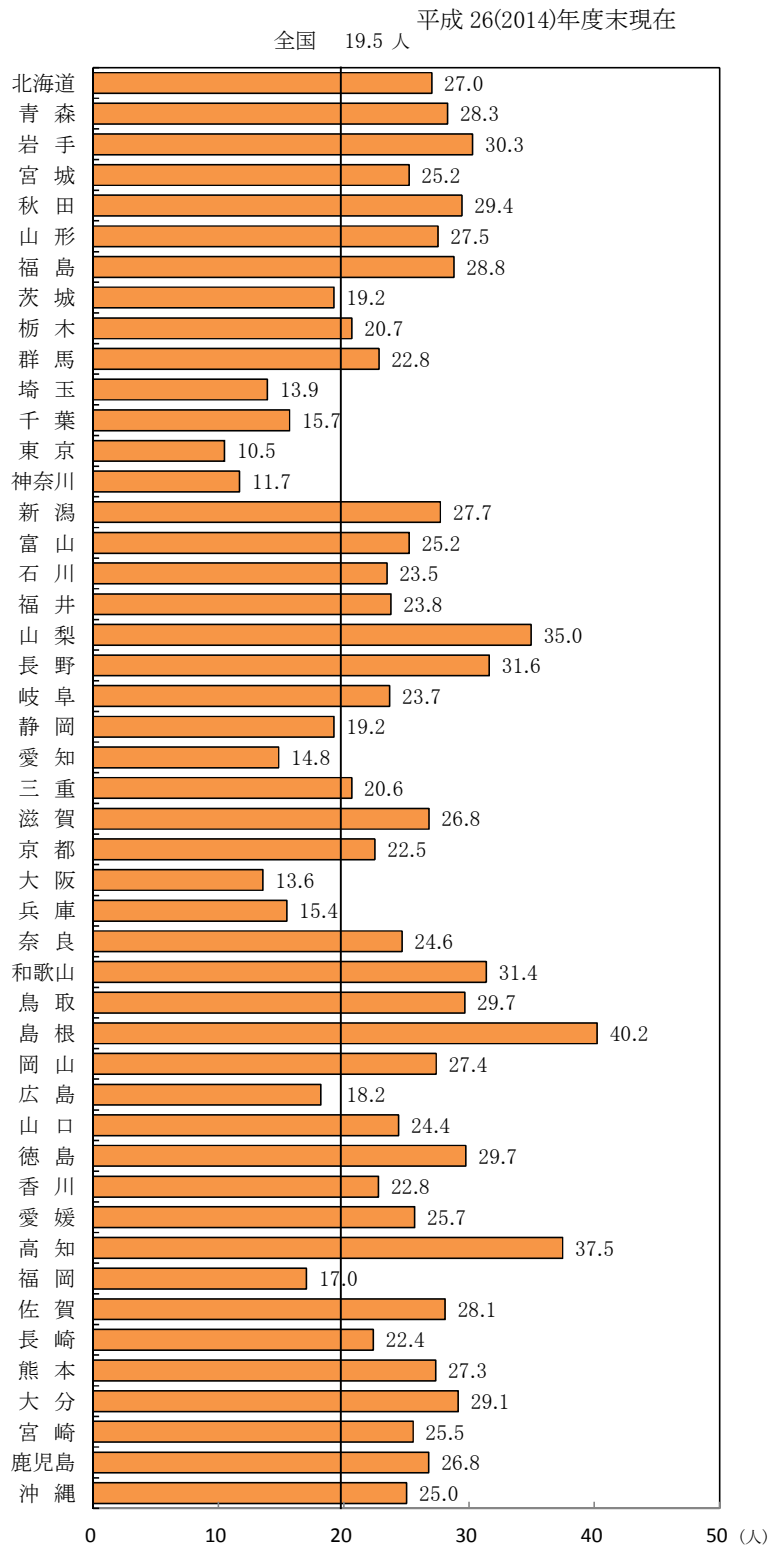
平成26年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万対で見ると、全国では19.5人で、都道府県別にみると、島根県が40.2人と最も多く、次いで高知県37.5人、山梨県35.0人となっている(表15、図2)。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

(単位:人) 平成26(2014)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・ 特別区 ²⁾	政令市・ 特別区以外
全 国	25 043	19.5	11.7	25.6
北 海 道	1 468	27.0	10.4	43.2
青 森	383	28.3	10.8	33.2
岩 手	394	30.3	13.6	35.2
宮 城	587	25.2	12.1	36.1
秋 田	311	29.4	11.3	37.3
山 形	314	27.5	・	27.5
福 島	566	28.8	13.3	36.6
茨 城	573	19.2	・	19.2
栃 木	414	20.7	12.9	23.4
群 馬	459	22.8	16.8	26.1
埼 玉	1 016	13.9	11.9	14.5
千 葉	981	15.7	10.6	18.1
東 京	1 396	10.5	9.8	12.8
神 奈 川	1 067	11.7	10.0	16.6
新 潟	648	27.7	16.4	33.7
富 山	274	25.2	19.5	28.8
石 川	272	23.5	11.9	30.8
福 井	191	23.8	・	23.8
山 梨	299	35.0	・	35.0
長 野	679	31.6	17.2	34.7
岐 阜	494	23.7	15.2	25.8
静 岡	728	19.2	15.1	22.0
愛 知	1 110	14.8	11.2	17.9
三 重	384	20.6	9.6	22.9
滋 賀	381	26.8	15.8	30.3
京 都	580	22.5	15.5	31.0
大 阪	1 202	13.6	11.2	16.9
兵 庫	871	15.4	10.9	20.8
奈 良	344	24.6	12.4	29.0
和 歌 山	315	31.4	13.0	42.5
鳥 取	173	29.7	・	29.7
島 根	284	40.2	・	40.2
岡 山	531	27.4	17.0	43.9
広 島	522	18.2	12.4	29.4
山 口	349	24.4	19.6	25.5
徳 島	231	29.7	・	29.7
香 川	229	22.8	14.0	29.3
愛 媛	366	25.7	10.4	34.3
高 知	280	37.5	11.3	59.1
福 岡	872	17.0	12.6	22.8
佐 賀	238	28.1	・	28.1
長 崎	316	22.4	11.3	33.1
熊 本	497	27.3	14.2	36.3
大 分	347	29.1	14.2	39.2
宮 崎	290	25.5	12.3	32.9
鹿 児 島	453	26.8	11.3	35.5
沖 縄	364	25.0	12.7	28.6

図2 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)



注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)」により算出した。
2) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

注: 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康手帳の交付

市区町村における健康手帳交付数は1,001,568人で、男387,230人、女572,617人となっている(表1)。

表1 健康手帳の交付状況

(単位:人) 平成26(2014)年度

	総数	40~74歳	75歳以上
総数	1 001 568	815 316	154 745
男	387 230	317 961	65 079
女	572 617	477 964	88 153

注:年齢階級別及び性別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別及び性別の計が一致しない。

2 健康診査

市区町村が実施した健康診査の受診者数は109,572人で、男51,285人、女58,287人となっている(表2)。

検査結果の状況を見ると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」34,744人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」31,430人となっている(表3)。

表2 性・年齢階級別にみた健康診査における受診者の状況

(単位:人) 平成26(2014)年度

	受診者数	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上
総数	109 572	13 105	15 907	12 571	16 851	18 638	32 500
男	51 285	5 691	8 827	7 424	9 234	8 576	11 533
女	58 287	7 414	7 080	5 147	7 617	10 062	20 967

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。
2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表3 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人) 平成26(2014)年度

	受診者数	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	109 572	12 264	31 430	21 922	30 105	34 744	12 718	13 657	17 594	16 378
受診者数に 占める割合(%)	100.0	11.2	28.7	20.0	27.5	31.7	11.6	12.5	16.1	14.9
男	51 285	5 805	15 882	10 740	13 502	15 773	7 043	6 465	10 520	7 833
受診者数に 占める割合(%)	100.0	11.3	31.0	20.9	26.3	30.8	13.7	12.6	20.5	15.3
女	58 287	6 459	15 548	11 182	16 603	18 971	5 675	7 192	7 074	8 545
受診者数に 占める割合(%)	100.0	11.1	26.7	19.2	28.5	32.5	9.7	12.3	12.1	14.7

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者で、平成26年度中に教育を開始した者をいい、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者で平成26年度中に教育を開始した者をいう。

3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は 291,484 人、骨粗鬆症検診の受診者数は 313,978 人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診では 80.6 %、骨粗鬆症検診 14.7 %となっている。(表 4)

市区町村における平成 26 年度の検診実施率は、歯周疾患検診 60.4 %、骨粗鬆症検診 62.4 %となっている(表 5)。

表 4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

平成 26(2014)年度

		受診者数 ¹⁾	指導区分					
			要精検者		要指導者		異常認めず	
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総数	291 484	235 018	80.6	27 407	9.4	27 422	9.4
	40 歳	82 459	64 847	78.6	8 624	10.5	8 431	10.2
	50 歳	64 062	51 967	81.1	5 866	9.2	5 840	9.1
	60 歳	65 980	53 904	81.7	5 893	8.9	5 856	8.9
	70 歳	78 983	64 300	81.4	7 024	8.9	7 295	9.2
骨粗鬆症検診 ²⁾	総数	313 978	46 193	14.7	88 295	28.1	179 348	57.1
	40 歳	35 919	777	2.2	3 893	10.8	31 240	87.0
	45 歳	24 381	618	2.5	2 702	11.1	21 053	86.4
	50 歳	37 078	1 124	3.0	4 726	12.7	31 221	84.2
	55 歳	33 480	2 738	8.2	8 184	24.4	22 541	67.3
	60 歳	50 430	8 139	16.1	17 603	34.9	24 642	48.9
	65 歳	73 526	16 002	21.8	28 490	38.7	28 996	39.4
70 歳	59 164	16 795	28.4	22 697	38.4	19 655	33.2	

注: 1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表 5 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診				
	平成22年度 ¹⁾	23年度	24年度	25年度	26年度	平成22年度 ¹⁾	23年度	24年度	25年度	26年度
	(2010)	('11)	('12)	('13)	('14)	(2010)	('11)	('12)	('13)	('14)
実施市区町村数	921	959	981	1 018	1 049	1 034	1 062	1 063	1 068	1 084
検診実施率(%) ²⁾	54.2	55.2	56.4	58.6	60.4	60.8	61.1	61.2	61.4	62.4
全国市区町村数	1 700	1 738	1 738	1 738	1 737	1 700	1 738	1 738	1 738	1 737

注: 1) 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

2) 検診実施率 = (実施市区町村数 / 全国市区町村数) × 100

4 健康教育

市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は147,296回、参加延人員は2,875,775人となっている。

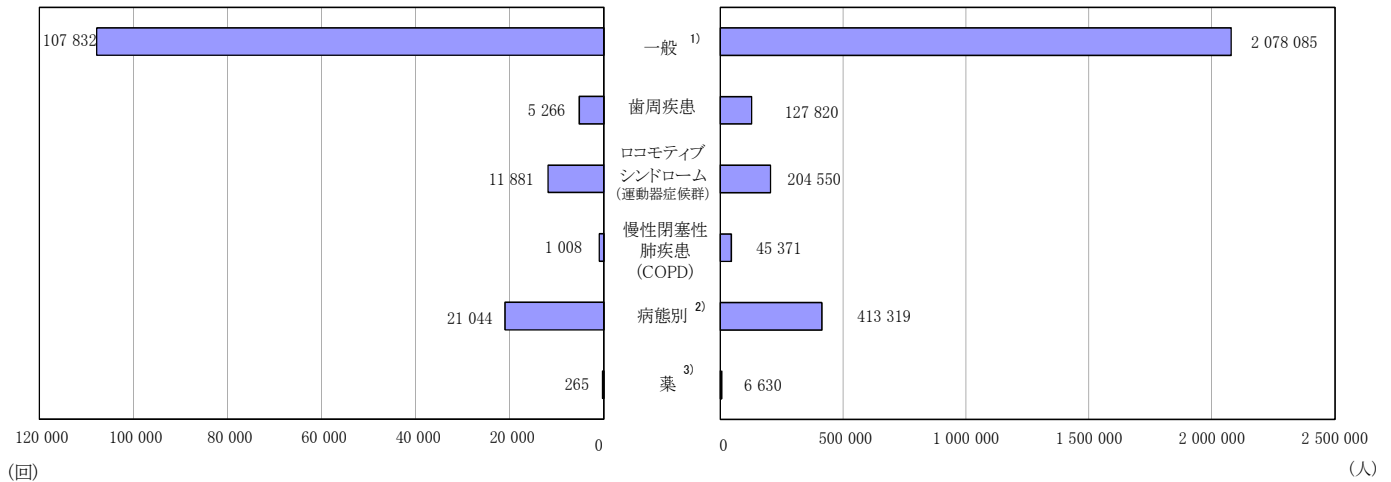
内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

平成26(2014)年度

開催回数(147,296回)

参加延人員(2,875,775人)



注：1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。

3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

5 健康相談

平成26年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は1,390,990人であり、そのうち重点健康相談は504,815人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が171,035人と最も多くなっている。(表6)

表6 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
総	数	1,537,679	1,540,898	1,443,985	1,431,696	1,390,990
重点健康相談	総	532,941	548,046	532,783	506,553	504,815
	高血圧	85,446	100,251	84,289	83,169	80,841
	脂質異常症	24,377	24,386	24,756	25,832	24,897
	糖尿病	30,705	34,451	36,412	33,300	28,549
	菌周疾患	84,146	81,681	85,505	82,011	80,584
	骨粗鬆症	104,002	108,438	104,947	99,324	100,515
	女性の健康	27,756	24,515	19,999	16,803	18,394
病態別 ²⁾	176,509	174,324	176,875	166,114	171,035	
総合健康相談		1,004,738	992,852	911,202	925,143	886,175

注：1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

2) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勧奨して行う相談指導等をいう。

6 機能訓練

平成 26 年度に市区町村が実施した機能訓練の実施状況は、実施施設数 297 か所、被指導延人員 44,021 人となっている（表 7）。

表 7 機能訓練の年次推移

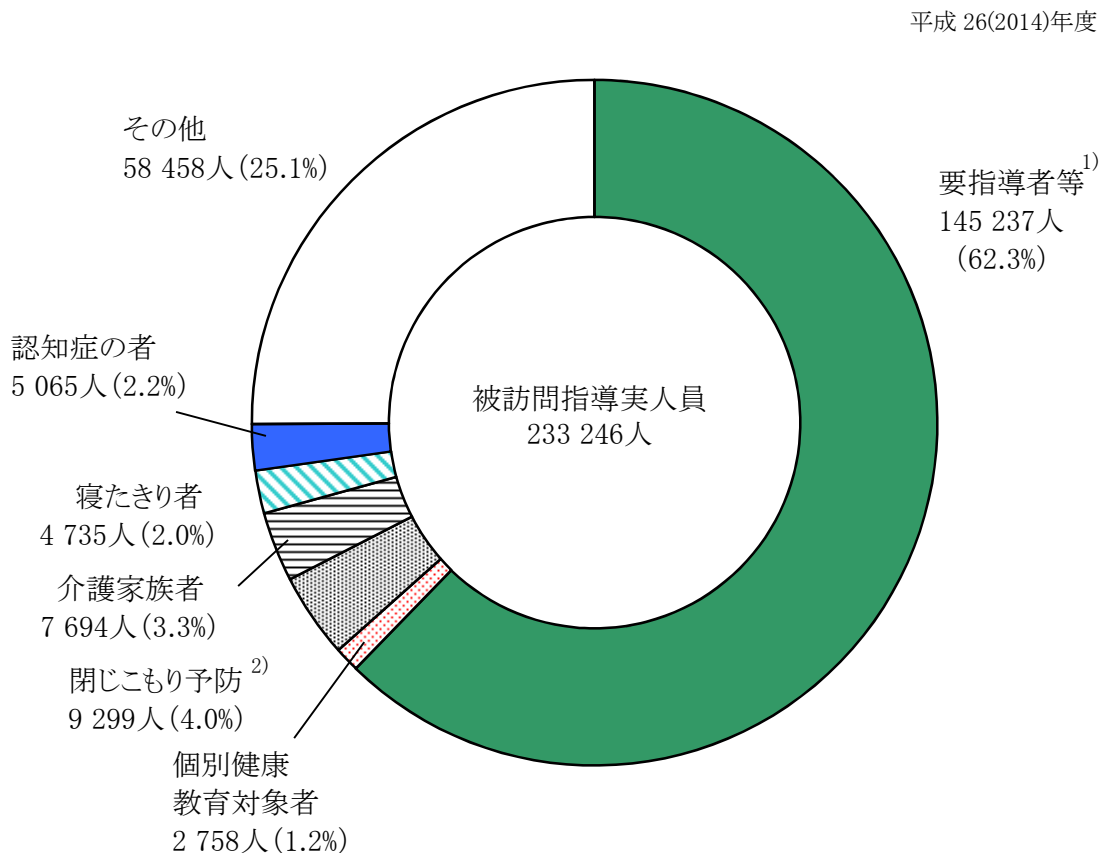
	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
実施施設数 (か所)	459	369	341	391	297
実施回数 (回)	13 647	12 582	11 473	10 747	8 544
被指導実人員 (人)	4 431	3 755	3 980	3 859	4 025
被指導延人員 (人)	70 688	54 581	54 094	48 285	44 021

注:1)平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

7 訪問指導

市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は 233,246 人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が 145,237 人（62.3 %）と最も多くなっている（図 2）。

図 2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注：1)「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2)「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

8 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

平成 26 年度に市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」9.3%、「肺がん」16.1%、「大腸がん」19.2%、「子宮頸がん」32.0%、「乳がん」26.1%となっている(表 8)。

表 8 がん検診受診者数及び受診率の年次推移

(単位:人)

		平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)
胃がん	受診者数	2 469 699	2 459 339	2 430 249	2 364 411	2 324 571
	受診率 (%) ²⁾	10.1	9.7	9.9	9.6	9.3
肺がん	受診者数	3 863 145	3 928 324	3 978 830	3 961 043	4 026 567
	受診率 (%) ²⁾	15.7	15.4	16.2	16.0	16.1
大腸がん	受診者数	3 916 400	4 584 068	4 704 400	4 780 888	4 867 353
	受診率 (%) ²⁾	15.5	17.6	18.7	19.0	19.2
子宮頸がん ³⁾	受診者数	4 113 335	4 058 829	4 022 053	3 933 049	4 195 819
	受診率 (%) ²⁾	30.1	30.6	31.2	31.1	32.0
乳がん	受診者数	2 180 706	2 188 659	2 038 273	2 072 935	2 183 873
	受診率 (%) ²⁾	26.6	26.3	25.9	25.3	26.1

注:「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳(「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳)までとした。平成 25 年度報告から、この対象年齢にあわせて算出するとともに、平成 24 年度以前の報告についても算出し直している。「受診者数」及び「受診率」については、23~27 頁「IV 用語の解説」参照。

1)平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

2)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

3)平成 24 年度までは「子宮がん検診」として報告されている。

(2) がん検診受診率の分布状況

市区町村のがん検診受診率の分布をみると、がん検診受診率が「50%以上」と高い市区町村数は、「子宮頸がん」が 333(全国市区町村数に占める割合 19.2%)と最も多く、次いで「乳がん」が 281(同 16.2%)となっている。一方、がん検診受診率が「0~10%未満」と低い市区町村数は、「胃がん」が 655(同 37.7%)と最も多く、次いで「乳がん」が 406(同 23.4%)となっている。(表 9、図 3)

表 9 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成 26(2014)年度

	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0~10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40~50%未満	50%以上
胃がん	1 737	655	595	309	111	42	24
肺がん	1 737	330	453	368	240	177	168
大腸がん	1 737	142	554	480	278	163	119
子宮頸がん	1 737	14	246	366	404	295	333
乳がん	1 737	406	160	306	317	192	281

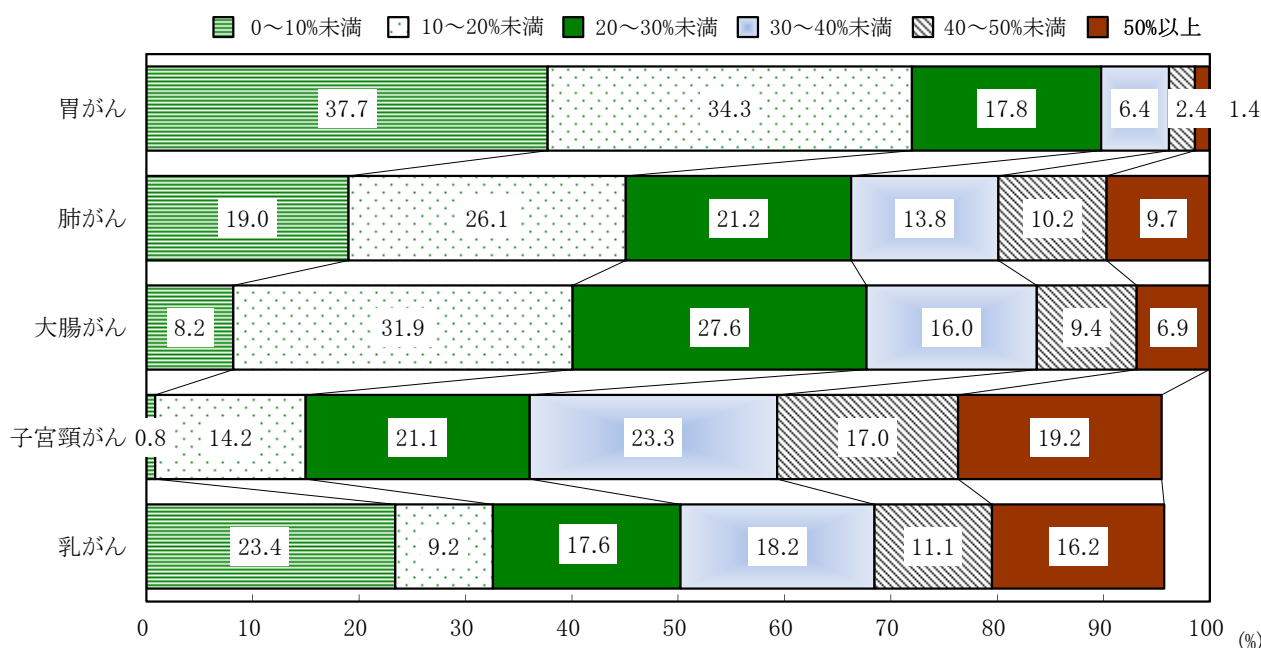
注:「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳(「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳)までとした。

「受診率」については、23~27 頁「IV 用語の解説」参照。

1)「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成 26(2014)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳（「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」については、23～27 頁「IV 用語の解説」参照。
 なお、総数にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

(3) 平成 25 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

平成 25 年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうちがんであった者数の、がん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.10%、「肺がん」0.04%、「大腸がん」0.18%、「子宮頸がん」0.07%、「乳がん」0.31%となっている（表 10）。

表 10 平成 25 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況¹⁾

(単位:人)

平成 25(2013)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 ¹⁾	2 371 539	3 965 111	4 796 524	3 949 186	2 072 393
要精密検査者数 ¹⁾	187 794	79 735	315 111	83 405	173 602
精密検査受診率 ²⁾ (%)	79.4	78.7	65.9	70.4	84.6
がん検診受診者数に対する割合 (%)	7.92	2.01	6.57	2.11	8.38
がんであった者数 ¹⁾	2 325	1 525	8 848	2 745	6 477
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.10	0.04	0.18	0.07	0.31
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.24	1.91	2.81	3.29	3.73
精密検査未受診者数 ¹⁾	17 990	6 906	52 770	9 559	9 144
精密検査未受診率 ²⁾ (%)	9.6	8.7	16.7	11.5	5.3
精密検査未把握者数 ¹⁾	20 785	10 086	54 834	15 167	17 604
精密検査未把握率 ²⁾ (%)	11.1	12.6	17.4	18.2	10.1

注：「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳（「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）までとした。

1) 平成 26 年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

がん検診受診者数については平成 25 年度受診者を平成 26 年度報告で改めて把握したものであり、「表 8 がん検診受診者数及び受診率の年次推移」の平成 25 年度がん検診受診者数の数値とは異なる。

2) 「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、23～27 頁「IV 用語の解説」参照。「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

9 肝炎ウイルス検診

市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」919,362人、「C型肝炎ウイルス検診」917,794人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は6,817人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は3,687人となっている。

(表 11)

肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は861回、参加延人員は28,055人、健康相談の開催回数は2,966回、参加延人員は12,129人となっている(表 12)。

表 11 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

平成 26(2014)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総 数	919 362	6 817	917 794	3 687
40歳	98 081	437	98 233	148
41～44歳	74 861	399	74 833	175
45～49歳	84 685	513	84 754	244
50～54歳	80 426	524	80 430	273
55～59歳	86 259	676	86 185	312
60～64歳	136 882	1 261	136 364	439
65～69歳	169 616	1 566	168 987	661
70～74歳	104 440	933	104 001	536
75～79歳	43 517	293	43 418	347
80歳以上	40 540	215	40 534	552

注：年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない。

表 12 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況

平成 26(2014)年度

健 康 教 育		健 康 相 談	
開催回数(回)	参加延人員(人)	開催回数(回)	参加延人員(人)
861	28 055	2 966	12 129

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県別にみたがん検診の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

平成26(2014)年度

	総数	満11週以内 (第3月以内)	満12～19週 (第4～5月)	満20～27週 (第6～7月)	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	分娩後	不詳
全 国	1 076 109	989 201	67 022	8 263	4 413	2 477	4 733
北 海 道	38 248	35 687	2 002	320	183	41	15
青 森	8 725	8 067	541	74	29	7	7
岩 手	8 997	8 007	858	77	44	11	-
宮 城	19 067	17 331	1 480	142	69	22	23
秋 田	6 095	5 640	349	57	39	8	2
山 形	8 006	7 036	865	63	29	13	-
福 島	14 301	12 685	1 400	117	67	22	10
茨 城	23 549	21 903	1 207	231	121	56	31
栃 木	16 422	15 454	690	135	87	25	31
群 馬	15 171	13 817	1 133	128	82	10	1
埼 玉	60 122	55 704	3 226	444	220	174	354
千 葉	50 731	47 187	2 592	389	221	98	244
東 京	127 774	116 470	7 967	911	426	611	1 389
神 奈 川	81 941	75 259	3 651	548	255	524	1 704
新 潟	16 880	15 597	1 093	106	51	12	21
富 山	7 785	7 212	506	38	23	5	1
石 川	9 472	8 767	620	58	25	2	-
福 井	6 718	6 206	400	36	23	2	51
山 梨	6 346	5 611	559	84	40	19	33
長 野	16 442	15 608	585	102	92	10	45
岐 阜	16 453	14 969	1 245	161	64	13	1
静 岡	30 063	27 556	2 066	238	126	50	27
愛 知	70 713	65 910	3 772	489	247	277	18
三 重	14 881	13 971	661	95	65	38	51
滋 賀	13 422	12 602	678	71	30	10	31
京 都	20 872	19 439	1 027	167	154	11	74
大 阪	76 660	71 846	3 758	511	243	95	207
兵 庫	47 232	43 485	3 042	352	244	50	59
奈 良	10 667	10 063	402	92	63	6	41
和 歌 山	7 429	7 039	273	74	36	4	3
鳥 取	4 693	4 270	360	32	19	8	4
島 根	5 673	5 026	565	40	11	1	30
岡 山	16 671	15 679	779	120	46	13	34
広 島	25 010	23 130	1 450	165	173	40	52
山 口	10 635	9 970	536	75	36	9	9
徳 島	5 905	5 492	321	59	22	7	4
香 川	7 877	7 215	590	37	32	1	2
愛 媛	10 503	9 365	1 007	78	38	10	5
高 知	5 229	4 867	295	43	20	3	1
福 岡	47 067	41 308	5 038	419	199	38	65
佐 賀	7 258	6 163	957	80	43	13	2
長 崎	11 377	10 540	664	101	45	12	15
熊 本	16 193	14 901	1 025	167	75	16	9
大 分	9 412	8 571	725	68	32	11	5
宮 崎	9 561	8 519	863	105	53	17	4
鹿 児 島	14 521	12 974	1 314	138	79	15	1
沖 縄	17 340	15 083	1 885	226	92	37	17

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

平成26(2014)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ²⁾		
	総数	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	25 043	6 586	18 457	19.5	11.7	25.6	128 226 483	56 226 206	72 000 277
北 海 道	1 468	279	1 189	27.0	10.4	43.2	5 431 658	2 679 730	2 751 928
青 森	383	32	351	28.3	10.8	33.2	1 353 336	295 898	1 057 438
岩 手	394	40	354	30.3	13.6	35.2	1 300 963	295 170	1 005 793
宮 城	587	127	460	25.2	12.1	36.1	2 328 133	1 053 509	1 274 624
秋 田	311	36	275	29.4	11.3	37.3	1 056 579	319 084	737 495
山 形	314	・	314	27.5	・	27.5	1 140 735	・	1 140 735
福 島	566	88	478	28.8	13.3	36.6	1 965 386	660 610	1 304 776
茨 城	573	・	573	19.2	・	19.2	2 981 773	・	2 981 773
栃 木	414	67	347	20.7	12.9	23.4	2 004 417	520 462	1 483 955
群 馬	459	120	339	22.8	16.8	26.1	2 012 203	715 297	1 296 906
埼 玉	1 016	191	825	13.9	11.9	14.5	7 304 896	1 610 257	5 694 639
千 葉	981	211	770	15.7	10.6	18.1	6 254 106	1 991 645	4 262 461
東 京	1 396	987	409	10.5	9.8	12.8	13 297 585	10 091 818	3 205 767
神 奈 川	1 067	670	397	11.7	10.0	16.6	9 116 666	6 724 402	2 392 264
新 潟	648	132	516	27.7	16.4	33.7	2 337 485	804 413	1 533 072
富 山	274	82	192	25.2	19.5	28.8	1 085 710	419 849	665 861
石 川	272	54	218	23.5	11.9	30.8	1 159 763	453 081	706 682
福 井	191	・	191	23.8	・	23.8	803 505	・	803 505
山 梨	299	・	299	35.0	・	35.0	855 502	・	855 502
長 野	679	66	613	31.6	17.2	34.7	2 148 503	384 428	1 764 075
岐 阜	494	63	431	23.7	15.2	25.8	2 087 595	415 520	1 672 075
静 岡	728	230	498	19.2	15.1	22.0	3 786 106	1 526 069	2 260 037
愛 知	1 110	385	725	14.8	11.2	17.9	7 489 946	3 441 568	4 048 378
三 重	384	30	354	20.6	9.6	22.9	1 860 113	312 753	1 547 360
滋 賀	381	54	327	26.8	15.8	30.3	1 421 342	342 832	1 078 510
京 都	580	220	360	22.5	15.5	31.0	2 579 305	1 419 474	1 159 831
大 阪	1 202	578	624	13.6	11.2	16.9	8 868 870	5 181 349	3 687 521
兵 庫	871	332	539	15.4	10.9	20.8	5 638 338	3 042 605	2 595 733
奈 良	344	45	299	24.6	12.4	29.0	1 395 648	363 756	1 031 892
和 歌 山	315	49	266	31.4	13.0	42.5	1 003 730	377 208	626 522
鳥 取	173	・	173	29.7	・	29.7	583 351	・	583 351
島 根	284	・	284	40.2	・	40.2	706 198	・	706 198
岡 山	531	202	329	27.4	17.0	43.9	1 939 722	1 189 749	749 973
広 島	522	236	286	18.2	12.4	29.4	2 869 159	1 896 376	972 783
山 口	349	54	295	24.4	19.6	25.5	1 431 540	275 242	1 156 298
徳 島	231	・	231	29.7	・	29.7	776 567	・	776 567
香 川	229	60	169	22.8	14.0	29.3	1 005 570	429 276	576 294
愛 媛	366	54	312	25.7	10.4	34.3	1 426 367	517 462	908 905
高 知	280	38	242	37.5	11.3	59.1	747 122	337 412	409 710
福 岡	872	363	509	17.0	12.6	22.8	5 120 197	2 890 333	2 229 864
佐 賀	238	・	238	28.1	・	28.1	847 424	・	847 424
長 崎	316	79	237	22.4	11.3	33.1	1 413 155	696 686	716 469
熊 本	497	104	393	27.3	14.2	36.3	1 818 314	734 917	1 083 397
大 分	347	68	279	29.1	14.2	39.2	1 190 798	478 792	712 006
宮 崎	290	50	240	25.5	12.3	32.9	1 135 652	405 750	729 902
鹿 児 島	453	69	384	26.8	11.3	35.5	1 691 427	608 240	1 083 187
沖 縄	364	41	323	25.0	12.7	28.6	1 454 023	323 184	1 130 839

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県別にみたがん検診の実施状況(3-1)

平成26(2014)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	2 324 571	4 026 567	4 867 353	4 195 819	2 183 873	9.3	16.1	19.2	32.0	26.1
北 海 道	103 195	111 941	167 680	177 927	113 201	10.3	11.2	16.7	36.8	33.5
青 森	60 976	65 398	83 158	45 451	24 036	22.5	24.1	30.4	39.1	27.3
岩 手	52 788	75 227	78 948	46 930	22 635	17.6	25.2	25.4	33.5	23.7
宮 城	95 890	150 682	146 190	138 748	41 112	16.6	27.8	23.1	37.8	22.7
秋 田	33 870	48 872	61 216	30 871	25 682	20.1	29.0	36.3	42.2	45.5
山 形	63 150	85 507	86 135	50 265	39 135	32.8	43.2	43.2	45.4	53.4
福 島	59 395	109 466	95 832	62 964	43 064	13.9	25.6	21.4	30.6	29.0
茨 城	60 826	136 482	111 723	97 500	8 787	9.4	21.6	17.2	25.5	4.2
栃 木	64 074	95 183	103 294	77 962	17 565	17.0	25.2	27.1	37.7	13.6
群 馬	32 976	87 369	88 569	82 812	46 351	9.7	25.6	26.0	44.0	37.8
埼 玉	88 112	216 315	280 427	216 027	143 429	7.3	17.8	23.1	32.6	32.5
千 葉	144 645	287 218	287 498	228 841	55 663	11.7	23.2	23.2	35.1	14.3
東 京	186 429	240 674	550 675	393 574	242 593	4.8	6.0	13.5	21.3	21.7
神 奈 川	87 256	191 505	265 555	292 141	151 081	5.0	10.8	15.2	29.5	26.1
新 潟	63 766	112 404	108 656	64 923	28	15.8	28.2	26.0	33.8	0.1
富 山	24 223	51 791	44 263	35 808	27 427	12.5	26.4	21.4	29.7	33.9
石 川	22 843	51 192	49 274	34 571	21 565	10.7	24.0	23.1	35.0	31.9
福 井	15 765	26 916	31 033	29 059	16 937	15.6	26.7	30.8	58.5	52.2
山 梨	28 573	61 219	55 861	35 956	19 532	15.7	33.8	30.5	34.7	31.4
長 野	32 067	38 533	81 602	65 055	10 565	6.1	7.4	15.3	25.3	6.6
岐 阜	41 508	57 252	76 897	70 577	56 032	10.5	15.5	19.4	32.4	38.9
静 岡	75 974	161 846	161 250	140 057	79 291	12.2	25.9	25.6	42.2	40.2
愛 知	162 510	269 309	272 315	238 760	125 381	14.6	24.3	24.5	40.3	30.6
三 重	25 344	59 301	77 426	86 960	40 493	9.8	23.0	30.0	54.2	37.8
滋 賀	14 316	23 369	40 581	37 847	23 957	5.7	9.3	16.1	30.9	30.2
京 都	26 470	49 472	63 193	65 909	43 197	6.9	12.9	16.4	30.0	42.5
大 阪	95 647	171 351	237 854	263 017	150 410	5.6	10.0	13.9	29.5	25.5
兵 庫	67 511	123 504	198 744	136 393	99 909	6.2	11.4	18.5	23.8	26.8
奈 良	18 124	20 566	50 171	36 797	27 743	6.8	7.7	18.9	27.6	29.8
和 歌 山	18 737	41 699	43 549	40 691	26 001	10.7	23.8	24.8	44.3	38.2
鳥 取	9 214	27 556	31 966	26 369	14 818	10.4	31.1	36.1	52.5	54.3
島 根	6 495	14 473	28 123	17 209	6 136	5.8	12.8	25.2	34.6	19.8
岡 山	40 233	74 261	66 289	66 344	38 083	14.2	26.0	20.8	33.2	28.5
広 島	45 984	76 127	89 312	85 974	46 357	12.0	19.8	23.2	41.5	35.5
山 口	12 070	28 263	31 689	43 485	23 374	5.0	11.6	13.1	35.5	29.6
徳 島	12 589	16 125	20 134	22 266	10 338	9.4	12.0	15.0	37.4	23.3
香 川	21 949	42 595	50 909	34 959	24 423	14.4	29.0	33.5	45.4	46.3
愛 媛	27 895	35 124	47 887	40 594	5 201	9.5	12.0	16.3	25.4	5.2
高 知	17 231	32 557	26 140	16 571	5 585	10.9	20.6	16.4	26.9	12.4
福 岡	72 031	94 273	129 083	173 941	94 786	7.2	9.5	13.0	33.4	28.6
佐 賀	21 448	32 185	31 898	33 564	20 378	17.7	26.6	26.3	52.8	46.9
長 崎	27 271	55 844	49 166	50 295	25 228	10.2	20.8	18.3	41.4	28.1
熊 本	40 148	74 707	82 723	67 315	35 601	10.8	20.0	22.0	34.4	26.5
大 分	21 402	50 972	32 780	33 769	14 243	9.8	23.4	15.1	28.4	21.9
宮 崎	15 495	24 787	39 599	38 059	6 667	7.4	11.7	18.8	40.5	10.7
鹿 児 島	41 997	69 821	65 026	75 199	46 895	13.8	22.7	20.1	42.1	36.2
沖 縄	24 159	55 334	45 060	45 513	22 958	6.3	14.4	11.7	25.9	21.8

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」の詳細については、23～27頁「IV 用語の解説」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県別にみたがん検診の実施状況(3-2)

平成26(2014)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区(再掲)										
東京都 区部	144 397	191 057	382 149	283 355	167 573	5.3	6.9	13.5	22.2	22.2
札幌市	24 519	10 410	49 285	80 751	41 726	8.0	3.4	16.0	47.0	36.1
仙台市	32 903	40 975	48 191	52 593	28 806	15.7	22.9	19.0	39.1	41.5
さいたま市	16 638	56 863	56 284	35 917	30 634	8.6	29.5	29.2	33.4	34.2
千葉市	26 322	43 221	40 776	29 660	20 799	17.8	29.3	27.6	39.4	41.8
横浜市	36 530	34 683	92 756	123 158	61 162	6.7	6.4	17.0	37.1	30.7
川崎市	7 934	31 917	37 526	47 442	24 123	3.8	15.3	17.9	33.7	32.1
相模原市	8 683	19 501	21 656	25 807	16 192	6.2	11.8	15.4	29.2	31.2
新潟市	15 057	21 060	34 463	21 072	-	9.7	13.6	22.3	27.0	-
静岡市	8 917	17 730	20 814	22 687	13 989	9.6	19.0	22.3	46.1	40.4
浜松市	11 475	32 563	35 061	30 430	18 712	10.5	29.7	31.9	45.8	45.1
名古屋 市	31 573	58 003	66 912	81 452	36 218	10.6	19.5	22.4	52.7	...
京都市	5 541	17 418	15 994	23 918	16 528	2.8	8.9	8.1	20.6	...
大阪市	20 184	27 863	47 037	67 770	37 653	4.7	6.4	10.9	27.5	24.5
大塚市	5 858	6 123	20 246	22 125	11 495	4.2	4.4	14.6	33.0	24.8
神戸市	13 959	11 603	66 837	35 690	35 520	5.6	4.6	26.6	24.7	37.0
岡山市	14 420	23 689	23 365	23 245	10 201	14.3	23.5	17.5	27.1	20.1
広島市	17 437	31 516	32 216	36 452	21 200	11.7	21.1	21.5	45.2	40.6
北九州市	4 941	7 374	14 404	33 059	16 324	3.3	4.9	9.6	37.0	28.2
福岡市	8 834	8 942	25 064	55 652	22 560	4.2	4.3	12.1	47.8	...
熊本市	6 464	12 789	15 100	22 566	13 098	6.3	12.5	14.8	38.5	33.9
中核市(再掲)										
旭川市	6 439	7 276	10 688	18 630	9 440	7.7	8.7	12.8	42.9	33.7
函館市	2 435	5 039	5 966	8 468	6 796	6.5	13.5	15.9	52.2	51.7
青森市	9 337	6 160	15 343	6 089	4 163	18.0	11.9	29.6	30.4	23.7
盛岡市	7 254	12 328	9 933	10 024	6 346	10.1	17.2	13.8	22.0	...
秋田市	3 446	5 484	10 108	7 793	5 426	6.9	11.0	20.3	30.4	28.1
郡山市	2 412	15 322	15 462	9 542	6 228	4.5	28.8	29.1	37.1	34.1
いわき市	2 334	10 296	8 213	5 240	4 939	4.6	20.5	12.4	16.5	15.6
宇都宮市	10 309	20 412	20 742	21 048	7 913	14.0	27.7	28.2	44.5	31.8
前橋市	4 819	23 700	21 991	18 481	13 287	8.6	42.4	39.4	54.0	52.2
高崎市	3 654	10 525	12 419	14 159	7 013	5.8	16.8	19.9	37.6	31.6
川越市	1 897	1 831	12 782	7 141	6 375	3.6	3.5	24.5	23.0	32.2
船橋市	12 685	38 820	36 775	22 980	14 580	13.9	42.6	40.4	45.9	46.1
柏市	6 368	8 615	11 427	7 592	4 394	10.4	14.0	18.6	36.4	14.2
横須賀市	-	14 395	16 279	13 882	7 035	-	20.0	22.6	33.2	29.5
富山市	9 274	16 977	14 472	10 541	8 314	11.7	21.3	17.4	20.4	27.2
金沢市	3 795	19 836	19 039	11 357	7 618	5.5	28.9	27.8	36.3	33.7
長野市	2 654	6 471	11 987	12 157	3 499	5.7	13.9	25.8	40.8	21.0
岐阜市	2 879	5 514	7 857	13 968	7 624	5.5	10.5	15.0	43.2	37.6
豊橋市	9 459	12 382	12 377	12 509	7 028	19.1	25.0	25.0	41.2	36.1
豊田市	10 487	10 269	14 513	8 362	4 167	20.0	19.6	27.6	27.4	21.8
岡崎市	12 952	15 112	18 674	9 550	2 263	26.8	31.3	38.6	34.6	12.5
大津市	1 085	8 349	12 132	8 426	4 556	2.0	15.5	22.6	33.4	24.4
高槻市	4 087	15 708	12 308	10 686	5 776	5.5	21.2	16.6	32.0	24.5
東大阪市	9 855	8 215	13 889	16 300	9 660	4.8	4.0	6.7	17.8	16.0
豊中市	3 281	3 115	12 340	12 446	5 318	5.9	5.6	22.1	40.8	26.4

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」の詳細については、23~27頁「IV 用語の解説」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県別にみたがん検診の実施状況(3-3)

平成26(2014)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
枚方市	4 338	13 798	14 337	13 612	6 877	6.3	20.0	20.8	33.3	26.8
姫路市	4 579	5 899	7 574	16 371	8 564	5.8	7.4	9.5	35.3	26.9
西宮市	3 772	4 315	10 320	8 079	7 323	4.8	5.5	13.1	20.0	24.9
尼崎市	2 650	6 208	11 004	6 074	5 082	3.6	8.5	15.1	16.2	21.5
奈良市	1 771	1 844	17 074	11 897	8 825	2.9	3.0	27.9	37.5	37.2
和歌山市	1 639	6 515	8 063	12 649	6 738	2.7	10.8	13.4	39.3	29.0
倉敷市	8 624	15 222	13 491	18 378	11 368	12.9	22.8	20.2	39.9	36.5
福山市	4 737	10 252	13 868	9 731	4 398	7.2	15.6	21.1	27.3	23.9
下関市	719	2 111	3 789	9 190	2 618	1.7	5.0	9.0	41.4	21.0
高松市	5 470	11 970	20 914	16 182	10 048	9.2	20.2	35.3	47.7	45.9
松山市	6 576	9 281	12 034	14 291	2 817	8.5	11.9	15.5	27.6	9.2
高知市	4 100	4 988	7 897	5 375	4 217	7.5	9.1	14.5	24.3	25.1
久留米市	2 803	10 472	11 050	14 393	6 651	5.3	19.6	20.7	45.1	49.2
長崎市	4 886	6 962	7 904	14 226	6 596	7.7	11.0	12.5	45.4	28.3
大分市	2 556	13 725	3 482	5 980	5 381	3.8	20.4	5.2	21.2	27.7
宮崎市	3 040	12 142	12 671	18 995	3 437	5.3	21.3	22.2	54.0	15.4
鹿児島市	7 410	13 014	12 506	27 319	14 198	10.8	18.6	15.4	62.4	…
那覇市	4 591	11 628	11 890	8 808	5 160	8.9	22.7	23.2	35.8	32.1
その他政令市(再掲)										
小樽市	1 027	1 314	2 514	2 297	1 720	6.6	8.5	16.3	39.5	36.0
八王子市	4 925	14 820	27 436	21 664	12 871	3.7	9.9	19.1	26.7	26.2
町田市	-	-	6 027	10 283	3 817	-	-	5.5	19.4	15.2
藤沢市	4 512	20 402	19 890	14 550	7 699	2.6	11.6	11.3	17.2	13.6
四日市市	4 320	3 200	12 011	16 112	7 424	11.1	8.2	30.7	57.1	44.5
呉市	2 865	4 032	4 433	9 660	3 453	8.1	11.4	12.6	47.2	21.9
大牟田市	687	762	2 320	2 638	1 794	3.2	3.5	10.7	29.0	24.2
佐世保市	8 844	10 433	8 891	11 887	6 429	22.7	26.8	22.9	54.8	39.1

注：「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」の詳細については、23~27頁「IV 用語の解説」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「衛生教育」

本報告では、地域保健に関する思想の普及及び地域住民の健康の保持及び増進を目的として、一般住民の集団又は特定集団に対して行うものをいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「急性灰白髄炎（単抗原IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後

6 月以上、標準的にはおおむね 1 年を経過した時期に、4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

第 2 期は、9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより第 1 期、第 2 期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

平成 26 年度に 8 歳となる者（平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者）及び 9 歳となる者（平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 1 期の追加接種が、18 歳となる者（平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が、それぞれ十分に行われていないことから、平成 26 年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、初回接種は 27 日以上、標準的には 27 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行われる。

「子宮頸がん予防ワクチン」（女性のみ対象）

組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

なお、平成 25 年 6 月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられている。

「水痘ワクチン」

生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者に対し、生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間を 1 回目の接種の標準的な接種期間として、3 月以上、標準的には 6 月から 12 月までの間隔をおいて 2 回行われる。

なお、平成 26 年 10 月から定期接種化された。

「麻しん・風しん」

第 1 期は、生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者に対し 1 回、第 2 期は 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の 1 年間にある者）に対し行われる。

第 3 期・第 4 期は、平成 20 年より麻しんに関する特定感染症予防指針に基づき 5 年間の時限措置として定期予防接種において実施したものであるため、平成 24 年度で終了した。

「BCG」

生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

「インフルエンザ」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、平成26年10月から定期接種化された。

平成31年3月31日までの間は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。

健康増進編

老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「機能訓練」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

「健康手帳」

40歳以上の者に特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的として交付するものをいう。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「機能訓練」

機能訓練は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成20年3月健康局長通知別添)」に基づき実施されている。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 40歳以上の男女
問診及び胃部エックス線検査

・肺がん検診

受診対象 40歳以上の男女
問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。
平成20年度以降 「胸部エックス線検査」

・大腸がん検診

受診対象 40歳以上の男女
問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成24年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成16年度以降20歳以上の女
受診間隔 平成16年度以降2年に1度
問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査
なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。
平成17年度以降 「頸部」

・乳がん検診

受診対象 平成16年度以降40歳以上の女
受診間隔 平成16年度以降2年に1度
問診、並びに視触診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。
平成18年度以降 「視触診方式及びマンモグラフィ」

「がん検診受診率」 ※40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象として算定

・胃がん、肺がん及び大腸がん

受診率 = (受診者数 / 対象者数) × 100

・子宮頸がん及び乳がん(平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から受診率の算出方法を変更している。)

受診率 = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100

「精密検査受診率」 ※40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象として算定

精密検査受診率 = (要精密検査者数 - 精密検査未受診者数 - 精密検査未把握者数) / 要精密検査者数 × 100

「精密検査未受診率」 ※40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未受診率＝精密検査未受診者数／要精密検査者数×100

「精密検査未把握率」 ※40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未把握率＝精密検査未把握者数／要精密検査者数×100

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査をいう。